

各項目の取組状況

—世界銀行Doing Business 2018評価の分析と評価改善に向けた取組の方向性—

【少数投資家保護】

法務省

Doing Business 2018: 少数投資家保護 (Protecting Minority Investors)

【評価の分析】

トップ国と比較して特に評価が低い項目:

下記(5)「**所有と支配**」(**Extent of ownership and control index**)

日本(62位):3.0点 ⇔ ニュージーランド(1位):7.0点

【評価改善に向けた取組の方向性: **事実誤認等の解消**】

中項目	小項目	事実誤認等の内容(※各項目につき1.0点)	スコアの改善
(1)開示	[5]	利益相反取引の株主への即時開示義務は「有り」	7.0⇒8.0
(4)株主権	[8]	少数株主の株主総会招集権限(非公開株式会社)は「有り」	6.0⇒7.0
(5) 所有と支配 ※トップと比較して特に評価が低い項目	[2]	社外取締役の選任義務は実質的に「有り」	3.0⇒6.0
	[4]	監査委員会の設置義務は実質的に「有り」	
	[5]	50%超の株式取得時の全株主への公開買付け義務は実質的に「有り」	
(6)企業の透明性	[1]	5%超の持分の開示義務は実質的に「有り」	5.0⇒6.0
合計			35.0⇒41.0

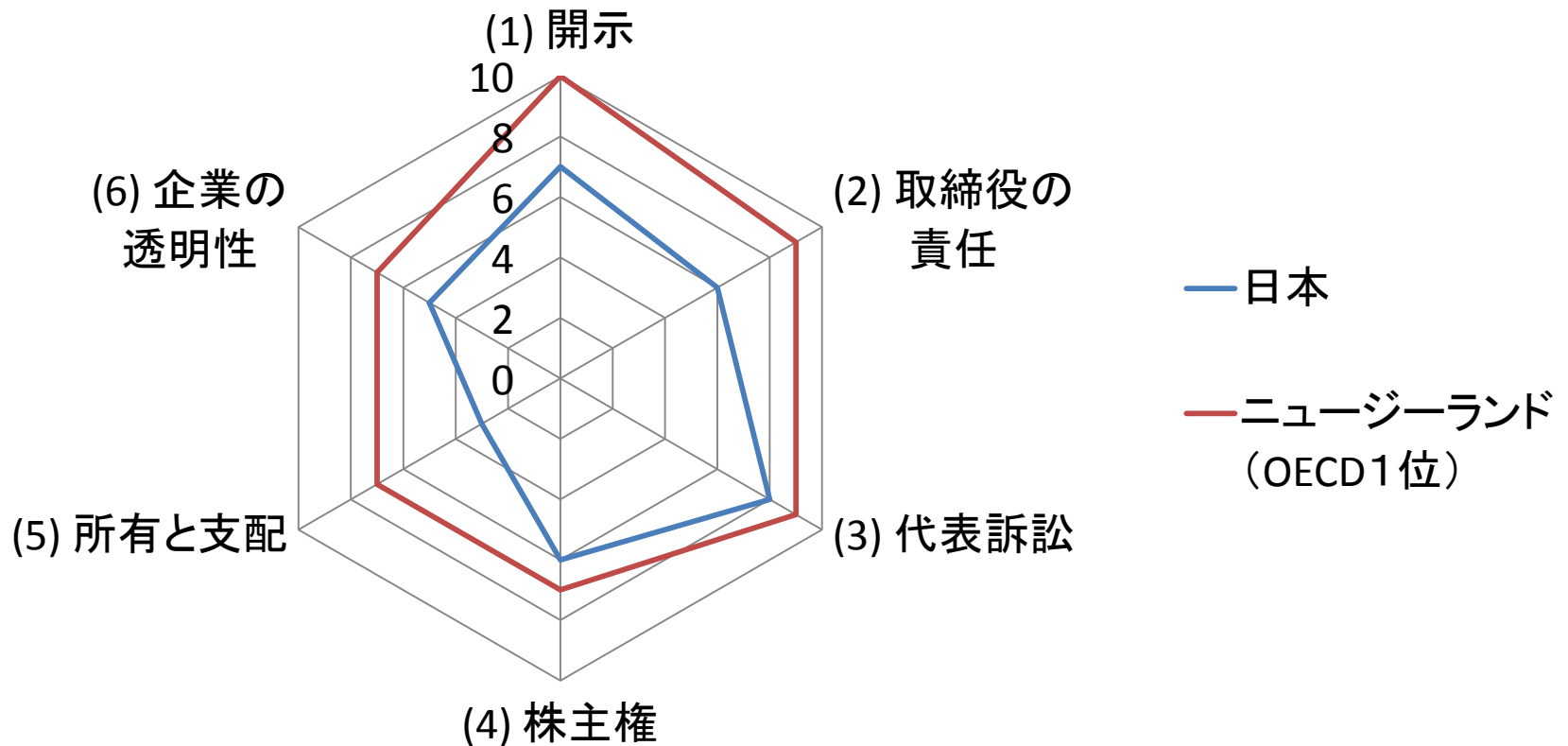


全世界でのランキング: **62位⇒29位**

DTF: **58.33⇒68.33** (OECD2位のデンマーク(66.67)を上回る点数)

【参考】アメリカ:64.67 / ドイツ:58.33 / フランス:66.67 も上回る点数

【現状の中項目ごとの点数分布】



【評価改善後の点数分布】

